

静岡大学法科大学院年次報告書
【平成 2 1 年度適格認定】

平成 2 3 年 6 月

静岡大学大学院法務研究科法務専攻

1. 法科大学院の概要

(1) 設置者

国立大学法人 静岡大学

(2) 教育上の基本組織

大学・研究科・専攻名称	静岡大学大学院法務研究科法務専攻
開設年度	平成17年度
入学定員	20人(3年課程/10名以上、2年課程/10名以内)
標準修業年限	3年課程(法学未修者) 3年間
	2年課程(法学既修者) 2年間
修了要件単位数	98単位

(3) 所在地

静岡県静岡市

(注) 法科大学院(研究科・専攻)の所在地とし、都道府県、市町村名まで記入してください。(郡の場合は町名まで、東京特別区の場合は区名まで記入してください。)

(4) 教育の理念・目的、養成する法曹像

教育の理念・目的	<p>本法科大学院は、変容する地域社会の期待・要請に応えるべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れる。教育課程において、静岡県弁護士会、地方公共団体や地域企業などと連携しつつ、Think Globally, Act Locally(地球規模で考え、地域で活動する)を旨とした教育を行う。そして、国際化する都市型地域社会特有の法律問題にも対応しうる普遍的で高度の能力を有し、「善と正義」を担う一員であるとの自覚を持った法律実務家を養成することを目的とする。</p>
養成する法曹像	<p>① 地域企業の法務、とりわけ国際化する地域の特性ともいべき中国関連法務にも通じた法務の専門家。 ② 地域住民の生活に関する法務はもとより、とりわけ国際化する地域の特性ともいべき在住外国人の経済生活や家族などの法務にも通じた法務の専門家。</p>

(注)「教育の理念・目的」欄には、各法科大学院が個別に定める理念、教育目的、目標として公表しているものを記入してください。

2. 教員組織

(1) 教員数

区 分	専 任 教 員					兼任・ 兼任教員
	専	専・他	実・専	実・み	合 計	
教 授	8	0	4 (4)	1 (1)	13 (13)	5
准教授・ 講師・助教	5	0	0 (0)	0 (0)	5 (5)	

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 括弧内には、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数を記入してください。
 3. 「専任教員」欄の「専」については法科大学院のみの専任教員数、「専・他」については法科大学院の専任であり、かつ他の学部・大学院（修士課程）の専任教員数、「実・専」については実務家専任教員数、「実・み」については実務家みなし専任教員（年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者）数を記入してください。

(2) 科目別の専任教員数

法 律 基 本 科 目							基 礎 科 目 法律実務	隣 接 科 目 基礎法学・	科 目 展開・ 先端
憲 法	行政法	民 法	商 法	民 事 訴訟法	刑 法	刑 事 訴訟法			
1	1	6	1	1	2	1	9	2	13

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。

3. 学生数の状況

(1) 収容定員及び在籍者数

区 分	人 数
収 容 定 員	70
在 籍 者 数	49 (14)
うち、法学未修者	45 (14)
うち、法学既修者	4 (0)

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 括弧内には、内数で女子学生の人数を記入してください。
 3. 「収容定員」欄には、入学定員の3倍の数を記入してください。ただし、年次報告書提出年度を含む過去3年度以内に入学定員の変更があった場合は、3年間の入学定員の合計を記入してください。

(2) 入学定員及び入学者数

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度
入 学 定 員	20	20	30
入 学 者 数	10 (5)	13 (4)	23 (3)
うち、法学未修者	10 (5)	9 (4)	23 (3)
うち、法学既修者	0 (0)	4 (0)	0 (0)
うち、他学部出身者 または社会人経験者	4 (3)	6 (3)	12 (1)
うち、他大学出身者	9 (4)	11 (3)	23 (3)
入学定員に占める 入学者数の率	0.50	0.65	0.76
入学者数に占める他学部出身者 または社会人経験者の率	0.40	0.46	0.52
入学者数に占める 他大学出身者の率	0.90	0.84	1.00

- (注) 1. 年次報告書提出年度を含む過去3年度について、各年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 括弧内には、内数で女子学生の人数を記入してください。
 3. 「入学定員に占める入学者数の率」欄には、入学者数を入学定員で割った値、「入学者数に占める他学部出身者または社会人経験者の率」欄には、入学者のうち他学部出身者または社会人経験者に当たる者の人数(実数)を入学者数で割った値、「入学者数に占める他大学出身者の率」欄には、入学者のうち他大学出身者の人数を入学者数で割った値を記入してください。
 4. 「入学定員に占める入学者数の率」、「入学者数に占める他学部出身者または社会人経験者の率」及び「入学者数に占める他大学出身者の率」欄については、小数点第3位を切り捨ててください。(例：入学定員が90人、入学者数が93人の場合には、 $93 \div 90 = 1.033 \dots \div \text{『}1.03\text{』}$ となります。)

4. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシー

本法科大学院は、新しい法曹養成制度・法科大学院創設の理念を生かすように、静岡県が典型である国際化する都市型地域社会を担う多様な資質・能力を有する法曹実務家を、地域と連携しながら養成し、地域に貢献することを教育目標・理念とします。そのため、入学者の選抜においては、公平性、開放性とあわせ、とりわけ多様性の確保を旨とし、法学以外の学部・学科の卒業生や豊富な経験を積んだ社会人等、多様な人材を積極的に受け入れることとします。

(2) 入学者選抜方法

平成 23 年度選抜試験の概要
 A日程、B日程の2回とし、それぞれ次の選抜試験を行います。

第1次選抜試験 書類審査
 第1次選抜試験の可否は、①法科大学院適性試験または法科大学院統一適性試験の成績と、②入学志願理由書により総合的に判定します。その配点割合は、①を70%、②を30%とします。なお、3年課程・2年課程合わせての志願者(実人数)が入学定員の5倍を超える場合は、その人数も目安にして合格者を決定します。

第2次選抜試験 筆記試験及び面接試験
 ・3年課程 小論文及び面接試験
 第1次選抜試験の合格者を対象として、第2次選抜試験を実施します。第2次選抜試験においては、

小論文及び面接の試験を行います。小論文試験は、読解力、論理的な思考力、的確な文章力や表現力等を問うものです。第2次選抜試験の合否は、①小論文試験の成績に、②第1次選抜試験の成績、③面接試験の成績を加えて総合的に判定します。その配点割合は、①を35%、②を35%、③を30%とします。

・2年課程 法律学試験(憲法・民法・刑法・刑事訴訟法)及び面接試験

第1次選抜試験の合格者を対象として、第2次選抜試験を実施します。第2次選抜試験においては、法律学試験及び面接試験を行います。法律学試験の科目は、憲法(100点満点)、民法(家族法を含む)(150点満点)、刑法(100点満点)、刑事訴訟法(100点満点)の4科目であり、いずれも論述試験です。第2次選抜試験の合否は、①法律学試験の成績に、②第1次選抜試験の成績、③面接試験の成績を加えて総合的に判定します。その配点割合は、①を70%、②を10%、③を20%とします。また、①については、すべての試験科目について、一定の成績に達していなければなりません。

なお、A日程、B日程において募集定員に達しなかったため、C日程(平成23年1月8日、9日実施)も追加実施した。

(注) 入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素等について公開されているものを簡潔に記入してください。

(3) 既修者の認定方法

2年課程(法学既修者)の入学者選抜試験(入学者選抜方法を参照)に合格した者を1年生の法律基本科目のうち憲法4単位、民法14単位、刑法6単位、刑事訴訟法4単位の計28単位を認定し1年の在学期間を短縮する。

(注) 既修者と認められた場合の在学期間の短縮、認定される単位数、及び法律科目試験の内容と認定される単位の分野の関係について、簡潔に記入してください。

5. 教育課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目及び修了に必要な修得単位数

区 分	開 設 授 業 科 目 数 ・ 単 位 数				修了に必要な 修得単位数	
	必修科目	選択必修科目	選択科目	合 計		
法律 基本 科目	公法系科目	3 (12)	0 (0)	0 (0)	3 (12)	12 単位
	民事系科目	14 (34)	0 (0)	0 (0)	14 (34)	34 単位
	刑事系科目	7 (16)	0 (0)	0 (0)	7 (16)	16 単位
法律実務 基礎科目	5 (10)	3 (6)	0 (0)	8 (16)	12 単位	
基礎法学・ 隣接科目	0 (0)	0 (0)	8 (16)	8 (16)	4 単位	
展開・先端科目	0 (0)	0 (0)	31 (66)	31 (66)	20 単位	
合 計	29 (72)	3 (6)	39 (82)	71 (160)	98 単位	

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で、最新のカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目数・単位数」欄には当該年度に開講されていない隔年開講の授業科目も含めてください。
2. 当機構の定める法科大学院認証評価基準上の科目区分で記入してください。
3. 「開設授業科目数・単位数」欄には授業科目数を記入し、括弧内に合計単位数を記入してください。
4. 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系の3つの科目に区分できない授業科目については、法律基本科目の欄に「その他」を設けて記入してください。また、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4つの科目に区分できない授業科目については、展開・先端科目の次に新たに「その他」を設けて記入してください。
5. 「修了に必要な修得単位数」欄の単位数のうち「合計」欄に記載されるものは、修了要件単位数になります。

(2) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分	法律基本科目の 単位数	法律基本科目 以外の単位数	修了要件 単位数	修了要件単位数に占める 法律基本科目以外の 単位数の率
単位数	62	36	98	0.367

- (注) 1. 「法律基本科目以外の単位数」欄については、修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数を記入してください。選択によって幅が生じる場合は、最大のもの及び最小のものを「～」でつないで記入してください。
2. 「修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数の率」欄には、修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数を修了要件単位数で割った値を記入してください。選択によって幅が生じる場合は、最大のもの及び最小のものを「～」でつないで記入してください。なお、端数については、小数点第4位を切り捨ててください。(例：修了要件に占める法律基本科目以外の単位数が33単位、修了要件単位数が93単位の場合には、 $33 \div 93 = 0.35483 \dots \div \lfloor 0.354 \rfloor$ となります。)

(3) 履修登録単位数の上限

学 年	1年次	2年次	3年次 (最終年次)	備 考
単位数	36	36	44	2年次への進級が認められた場合の1年次の必修科目の再履修についてはさらに4単位まで履修可。

6. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

<p>授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の5段階とし、秀、優、良、可を合格とする。ただし、エクスターンシップやリーガルクリニックは、授業科目の性質上、合格又は不合格の2段階としている。</p>	
秀 (S) 90点～100点、	当該授業科目の学修目標を達成し、かつ、成績評価項目のすべてに関し極めて優れた評価がなされる場合
優 (A) 80点～89点、	当該授業科目の学修目標を十分に達成し、かつ、成績評価項目のすべてに関し特に優れた評価がなされる場合
良 (B) 70点～79点、	当該授業科目の学修目標を十分に達成し、かつ、成績評価項目に関し概ね優れた評価がなされる場合
可 (C) 60点～69点	当該授業科目の学修目標を一応達成し、かつ、成績評価項目を概ね満たしている場合
不可 (D) 0～59点	当該授業科目の学修目標を達成しておらず、かつ、成績評価項目を満たしていない場合
合格	当該授業科目の学修目標を達成し、かつ、成績評価基準に関し、これを十分満たしている場合
不合格	当該授業科目の学修目標を達成しておらず、成績評価項目に関し、これを満たしていない場合

(注) 成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素などについて簡潔に記入してください。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価及び修了認定の厳格性を確保するための措置

<p>(1) 「試験問題・出題意図・採点基準作成に関する申し合わせ」に基づくFD専門委員会による定期試験問題のチェック。 (2) 定期試験の採点も、授業担当者だけに任せず、FD専門委員会、複数教員によるチェック。 (3) 「成績評価に関する規則」第4条に基づく、学生からの成績評価に関する説明要望書への回答。 (4) 修得単位数及びGPAの値による進級・修了要件。 (5) 科目間での成績分布に関するデータ共有。</p>
--

(注) 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われることを確保するための措置（例：成績評価についての説明を希望する学生への説明機会の設定、筆記試験採点の際の匿名性の確保、科目間や担当者間での採点分布に関するデータの共有など）及び修了認定の厳格性を確保するための措置（進級制、修了試験、GPA等）について簡潔に記入してください。

7. 学費及び奨学金等の学生支援制度

(1) 学費

区 分	金 額	備 考
入学料	282,000 円	<p>免除：</p> <p>① 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。</p> <p>② 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は出願者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合。</p> <p>につき、入学料を免除。</p> <p>徴収猶予：</p> <p>① 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。</p> <p>② 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は出願者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合。</p> <p>につき、入学料の徴収を約半年間猶予。</p>
授業料 (年間)	804,000 円	<p>免除：</p> <p>① 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。</p> <p>② 入学前1年以内において、出願者の学資を主として負担する方（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は出願者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合。</p> <p>につき、授業料の全額又は半額を免除。</p> <p>徴収猶予：</p> <p>① 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。</p> <p>② 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は出願者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合。</p> <p>につき、授業料の徴収を約半年間猶予。</p>

(注)「備考」欄には、免除（全額、半額、その他）、支払い猶予の措置の内容を記入してください。

(2) 奨学金等

名 称	金額／年・月	利子の有無	募集人数	受 給 者 数
日本学生支援機構奨学金 (第一種、第二種)	第一種： 50,000 円／月 88,000 円／月 (貸与) 第二種： 50,000 円／月 80,000 円／月 100,000 円／月 130,000 円／月 150,000 円／月 (貸与) ※150,000 円／月 を選択した者につい ては、希望により 40,000 円／月また は 70,000 円／月の 増額が可能。	第一種： 無利子 第二種： 年利3% まで	第一種 7名 第二種 27名	第一種：7名 第二種：5名 ※第一種と第二種の 併用者：2名
静岡大学法科大学院奨学 金	I 型 300,000 円／年 II 型 800,000 円／年 III 型 400,000 円／年 (給付)	無し	I 型 6名以内 II 型 4名以内 III 型 5名以内	I 型：3名 II 型：0名 III 型：4名

- (注) 1. 奨学金ごとに欄を区切って記入してください。
 2. 「名称」欄には、奨学金名、給付金名等を記入してください。
 3. 「金額／年・月」欄には、年または月当たりの支給金額又は貸与金額を記入してください。なお、
 括弧内に当該金額の貸与、給付の別を記入してください。
 4. 「受給者数」欄には、年次報告書提出の前年度の実績を記入してください。

8. 修了者の進路及び活動状況

修了年度	修了者数	司法試験出願者数	備 考
平成 22 年度	17	17	

- (注) 1. 年次報告書提出前年度の修了者に係る人数について、年次報告書提出年度の5月1日現在で把握している数を記入してください。
2. 「司法試験出願者数」欄については、当該修了年度の修了生のうち、新司法試験に出願した者の数を記入してください。
3. 「備考」欄には、司法試験出願者以外に修了者の特徴的な進路(例: 国家・地方公務員、企業法務関係等)等があれば、記入してください。

改善を要する点の対応状況 (この項目は公開を求めるものではありません。)

改善を要する点	対 応 状 況	備 考
(第2章) 展開・先端科目に配置されている授業科目「現代家族法」の実質的な教育内容が法律基本科目に当たるため、法律基本科目に配置されるよう区分整理をする必要がある。	平成 22 年度) 「現代家族法」の内容を改正し、脳死、DV、人工生殖など現代的な内容を扱うことにより展開・先端科目の区分に適合するようにした。	
展開・先端科目に配置されている授業科目「商取引法Ⅱ」について、教育内容が法律基本科目と部分的に重複しているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。	(平成 22 年度) 「商取引法Ⅱ」の内容を改正し、電子記録債権法の内容を扱うことにより展開・先端科目の区分に適合するようにした。	
(第3章) 集中講義については、一部の授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないため、十分な時間の確保について配慮する必要がある。	(平成 21 年度) 集中講義の終了後、試験実施までに、どの科目も十分な時間(約1ヶ月)をおいて実施するようにした。	
(第4章) 一部の授業科目において、成績評価における考慮要素について、平常点として出席を加点要素としているものがあり、平常点の在り方について、	(平成 21 年度) FD全体会議において、教員間で成績評価の方法などを再度確認する機会をもった。平常点の取扱いについてもここで確認を行い、教員間での意思統一が確認で	

改善を要する点	対 応 状 況	備 考
さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。	きた。	
成績分布データについて、1 授業科目が告知されていないほか、一部の授業科目において正確な数値が告知されていないため、すべての授業科目において正確な成績分布データを告知する必要がある。	(平成 21 年度) 平成 21 年度には正確な数値を告知している。	
1 授業科目における追試験において、期末試験と同一の問題をレポートとして課し、その採点を合理的な理由なく本来の配点の 9 割としているため、追試験の出題及び成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。	(平成 21 年度) FD 全体会議において、追試験の実施方法について確認を行い、事後に内容を点検した。	
(第 8 章) 担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった 1 授業科目について、適切な教員を配置する必要がある。	(平成 22 年度) 当該科目を担当する教員に必要と考えられる研究業績を提示できるよう研究を奨励した。	

- (注) 1. 「改善を要する点」の欄は、適格認定時に「改善を要する点」として指摘された事項ごとに欄を区切り、第 1 章から第 10 章の順に記入してください。
2. 「対応状況」欄については、適格認定時からの対応状況を古いものから順に記入してください。
3. 未対応の事項について対応計画等があれば、「備考」欄に記入してください。